

大和証券総合取引約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>1. 約款の趣旨 この約款は、有価証券の保護預り取引、振替決済取引、積立投資取引、<u>株式ミニ投資取引</u>、株式累積（積立）投資取引及び国内外貨建債券取引又はそれらを組合わせた取引等（以下「総合取引」といいます。）について、お客様と大和証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>2. 総合取引の利用 (1) お客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引をご利用いただけます。 ① 第2章に定める有価証券（外国証券、第4章で定める積立投資取引及び<u>第5章の2</u>で定める株式累積（積立）投資取引に係るものを除く。）の保護預り取引 ②～③ （省 略） ④ <u>第5章に定める株式ミニ投資取引</u> ④の2 <u>第5章の2</u>に定める株式累積（積立）投資取引 ⑤～⑥ （省 略） ⑦ 有価証券（外国証券を含みます。）、その他当社において取扱う証券、証書、権利又は商品の果実（配当金については、<u>株式ミニ投資</u>、国内上場外国株式及び下記43. の株式数比例配分方式を選択された株式等の配当金を指します。）、償還金、売却代金又は解約代金のうち、当社において支払われるものを第4章に定める積立口へ入金する取引 (2) お客様は、上記 (1) ⑦の取引については、次の各号に掲げる取引方法によりご利用いただけます。 ① 有価証券（外国証券を含みます。）、その他当社において取扱う証券、証書、権利又は商品から発生する果実（配当金については、<u>株式ミニ投資</u>、国内上場外国株式及び下記43. の株式数比例配分方式を選択された株式等の配当金を指します。）のうち、当社において円貨で支払われるものを当社が応じる範囲内で、<u>公社債投信積立口</u>、<u>中期国債ファンド積立口</u>、<u>ダイワMMF（マネー・マネージメント・ファンド）</u>（以下この約款において「ダイワMMF」といいます。）<u>積立口へ入金する方法。</u> ② （省 略）</p> <p>6 1. 取得の申込み及び金銭の払込み (1) （省 略）</p>	<p>1. 約款の趣旨 この約款は、有価証券の保護預り取引、振替決済取引、積立投資取引、株式累積（積立）投資取引及び国内外貨建債券取引又はそれらを組合わせた取引等（以下「総合取引」といいます。）について、お客様と大和証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>2. 総合取引の利用 (1) お客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引をご利用いただけます。 ① 第2章に定める有価証券（外国証券、第4章で定める積立投資取引及び<u>第5章</u>で定める株式累積（積立）投資取引に係るものを除く。）の保護預り取引 ②～③ （現行通り） （削 除） ④ <u>第5章</u>に定める株式累積（積立）投資取引 ⑤～⑥ （現行通り） ⑦ 有価証券（外国証券を含みます。）、その他当社において取扱う証券、証書、権利又は商品の果実（配当金については、国内上場外国株式及び下記43. の株式数比例配分方式を選択された株式等の配当金を指します。）、償還金、売却代金又は解約代金のうち、当社において支払われるものを第4章に定める積立口へ入金する取引 (2) お客様は、上記 (1) ⑦の取引については、次の各号に掲げる取引方法によりご利用いただけます。 ① 有価証券（外国証券を含みます。）、その他当社において取扱う証券、証書、権利又は商品から発生する果実（配当金については、国内上場外国株式及び下記43. の株式数比例配分方式を選択された株式等の配当金を指します。）のうち、当社において円貨で支払われるものを当社が応じる範囲内で、<u>公社債投信積立口へ入金する方法。</u> ② （現行通り）</p> <p>6 1. 取得の申込み及び金銭の払込み (1) （現行通り）</p>

現行	改正
<p>(2) <u>ダイワMRF (マネー・リザーブ・ファンド)</u> (以下この約款において「ダイワMRF」といいます。)、<u>ダイワMMF、中期国債ファンド、フリーファイナンシャルファンド、公社債投信</u>については、お客様は1回の払込みにつき次の各号に定める金額以上の払込金をその口座に払込むことができます。ただし、当社が別途定める払込方法については、次の各号以外の払込単位とさせていただきます。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② <u>ダイワMMF 1円</u></p> <p>③ <u>中期国債ファンド 1円</u></p> <p>④ <u>フリーファイナンシャルファンド 1,000万円以上 (1万円単位)</u></p> <p>⑤ <u>公社債投信 5,000円</u></p> <p>(3) ~ (4) (省 略)</p>	<p>(2) <u>ダイワMRF (マネー・リザーブ・ファンド)</u> (以下この約款において「ダイワMRF」といいます。)、<u>公社債投信</u>については、お客様は1回の払込みにつき次の各号に定める金額以上の払込金をその口座に払込むことができます。ただし、当社が別途定める払込方法については、次の各号以外の払込単位とさせていただきます。</p> <p>① (現行通り) <u>(削 除)</u> <u>(削 除)</u> <u>(削 除)</u> <u>(削 除)</u></p> <p>② <u>公社債投信 5,000円</u></p> <p>(3) ~ (4) (現行通り)</p>
<p>6 2. 取得方法、時期及び価額</p> <p>(1) ~ (2) (省 略)</p> <p>(3) <u>ダイワMRF、ダイワMMF、中期国債ファンド、フリーファイナンシャルファンド、ダイワ外貨MMF</u>については、次の各号の定めに従い取得を行います。ただし、目論見書に別途定める記載がある場合は、その記載に従い取得を行います。</p> <p>① <u>ダイワMRF、ダイワMMF</u>については、お客様から取得の申込みがあった日(営業日)の正午以前に払込金の受入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌営業日にお客様に代わって取得します。ただし、払込金を申込日の正午以前に受入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとします。なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、お取扱部店内で確認されたものに限ります。</p> <p>② <u>ただし、ダイワMRF</u>については、お客様から取得の申込みがあった日が営業日以外の日であれば、当該申込日の翌営業日正午以前に取得の申込みがあったものとして取扱い、申込日の翌営業日にお客様に代わって取得します。</p> <p>③ <u>中期国債ファンド、フリーファイナンシャルファンド</u>については、お客様から取得の申込みがあった日(営業日)の翌営業日にお客様に代わって取得します。</p> <p>④ <u>ダイワ外貨MMF</u>については、お客様から取得の申込みがあった日の翌取引日にお客様に代わって取得します。ただし、申込みの締切時間は当社が別途定める時間とします。</p> <p>⑤ <u>上記①から④</u>までにおける取得価額は、取得日</p>	<p>6 2. 取得方法、時期及び価額</p> <p>(1) ~ (2) (現行通り)</p> <p>(3) <u>ダイワMRF、ダイワ外貨MMF</u>については、次の各号の定めに従い取得を行います。ただし、目論見書に別途定める記載がある場合は、その記載に従い取得を行います。</p> <p>① <u>ダイワMRF</u>については、お客様から取得の申込みがあった日(営業日)の正午以前に払込金の受入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌営業日にお客様に代わって取得します。また、お客様から取得の申込みがあった日が営業日以外の日であれば、当該申込日の翌営業日正午以前に取得の申込みがあったものとして取扱い、申込日の翌営業日にお客様に代わって取得します。ただし、払込金を申込日の正午以前に受入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとします。なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、お取扱部店内で確認されたものに限ります。 <u>(削 除)</u></p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>② <u>ダイワ外貨MMF</u>については、お客様から取得の申込みがあった日の翌取引日にお客様に代わって取得します。ただし、申込みの締切時間は当社が別途定める時間とします。</p> <p>③ <u>上記①、②</u>における取得価額は、取得日の前日</p>

現行	改正
<p>の前日の基準価額とします。</p> <p>⑥ <u>ダイワMRF、ダイワMMF</u>について申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合及び、<u>ダイワMRF</u>について営業日以外の日に払込金を受入れた場合並びに、<u>中期国債ファンド、フリーファイナ</u> <u>ンシャルファンド</u>について取得の申込みがあった場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、上記①から③までの規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降最初に取得に係る基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日にお客様に代わって取得します。</p> <p>⑦ <u>ダイワ外貨MMF</u>について取得の申込みがあった場合において、一定の事由により申込日の翌取引日の前日の基準価額の計算が停止されたときは、上記④、⑤の規定にかかわらず、当該取得の申込みを停止します。</p>	<p>の基準価額とします。</p> <p>④ <u>ダイワMRF</u>について申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合及び営業日以外の日に払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、上記①の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降最初に取得に係る基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日にお客様に代わって取得します。</p> <p>⑤ <u>ダイワ外貨MMF</u>について取得の申込みがあった場合において、一定の事由により申込日の翌取引日の前日の基準価額の計算が停止されたときは、上記②、③の規定にかかわらず、当該取得の申込みを停止します。</p>
<p>(4) (省 略)</p>	<p>(4) (現行通り)</p>
<p>6 4. 果実等の再投資</p>	<p>6 4. 果実等の再投資</p>
<p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>ダイワ MRF、ダイワ MMF、中期国債ファンド、フリーファイナ</u> <u>ンシャルファンド、ダイワ外貨 MMF</u>については、次の各号の定めに従い果実等の再投資を行います。ただし、各ファンドの目論見書に別途定める記載がある場合は、その記載に従い取得を行います。</p> <p>① <u>ダイワMRF、ダイワMMF、中期国債ファンド、フリーファイナ</u> <u>ンシャルファンド</u>については、前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合には、当該取得日）から当月の最終営業日の前日までの収益分配金を、当月の最終営業日にお客様に代わって当社が受領のうえ、これを当該積立口に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で取得します。</p>	<p>(1) (現行通り)</p> <p>(2) <u>ダイワ MRF、ダイワ外貨 MMF</u>については、次の各号の定めに従い果実等の再投資を行います。ただし、各ファンドの目論見書に別途定める記載がある場合は、その記載に従い取得を行います。</p> <p>① <u>ダイワMRF</u>については、前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合には、当該取得日）から当月の最終営業日の前日までの収益分配金を、当月の最終営業日にお客様に代わって当社が受領のうえ、これを当該積立口に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で取得します。</p>
<p>②～④ (省 略)</p>	<p>②～④ (現行通り)</p>
<p>6 5. 有価証券又は金銭の返還</p>	<p>6 5. 有価証券又は金銭の返還</p>
<p>(1) ～ (2) (省 略)</p> <p>(3) <u>ダイワ MRF、ダイワ MMF、中期国債ファンド、フリーファイナ</u> <u>ンシャルファンド、ダイワ外貨 MMF</u>については、次の各号の定めに従い金銭の返還を行います。ただし、目論見書に別途定める記載がある場合は、その記載に従い金銭の返還を行います。</p> <p>① <u>ダイワMRF</u>については、お客様から返還の請求を営業日の正午以前に受入れ申込日の受取をお申出されたときは当日を、正午を過ぎて受入れたとき又は正午以前に受入れ翌営業日の受取をお申出されたときは翌営業日をお支払日（以下本章において「受渡日」といいます。）として換金のうえ、その代金をお支払いすることによ</p>	<p>(1) ～ (2) (現行通り)</p> <p>(3) <u>ダイワ MRF、ダイワ外貨 MMF</u>については、次の各号の定めに従い金銭の返還を行います。ただし、目論見書に別途定める記載がある場合は、その記載に従い金銭の返還を行います。</p> <p>① <u>ダイワMRF</u>については、お客様から返還の請求を営業日の正午以前に受入れ申込日の受取をお申出されたときは当日を、正午を過ぎて受入れたとき又は正午以前に受入れ翌営業日の受取をお申出されたときは翌営業日をお支払日（以下本章において「受渡日」といいます。）として換金のうえ、その代金をお支払いすることによ</p>

現行	改正
<p>り返還します。</p> <p>② <u>ただし、ダイワMRFについては、お客様から返還のご請求を営業日以外の日に受入れたときは翌営業日を受渡日として換金のうえ、その代金をお支払いすることにより返還します。</u></p> <p>③ <u>ダイワMMF、中期国債ファンドについては、お客様から返還のご請求を受けたときは、翌営業日以降を受渡日として換金のうえ、その代金をお支払いすることにより返還します。</u></p> <p>④ <u>フリーファイナンシャルファンドについては、お客様から返還のご請求を受けたときは、申込日から起算して5営業日目以降を受渡日として換金のうえ、その代金をお支払いすることにより返還します。</u></p> <p>⑤ <u>ダイワ外貨MMFについては、お客様から当社が別途定める時間までに返還のご請求を受けた時は、その翌取引日以降を受渡日として換金のうえ、その代金を外貨又はその円貨相当額でお支払いすることにより返還します。</u></p> <p>⑥ <u>上記①から④までにおける換金価額は受渡日の前日の基準価額とします。なお、ダイワMMF、中期国債ファンドについては、受渡日が取得日から30日以内の場合には、大和証券投資信託委託株式会社に代わり、1万口当たり10円の信託財産留保額を申受けます。</u></p> <p>⑦ <u>上記①、②に係るダイワMRFについての、取得日（前月以前の取得分については前月の最終営業日）から受渡日の前日までの決算分の果実は、下記108. に定める自動運用買付・換金取引に基づく取扱いを解除する場合を除き、換金代金とともにはお支払いしません。</u></p> <p>⑧ <u>上記③、④に係るダイワMMF、中期国債ファンド、フリーファイナンシャルファンドについての、取得日（前月以前の取得分については前月の最終営業日）から受渡日の前日までの決算分の果実は、換金代金とともにお支払いします。</u></p> <p>⑨ <u>上記⑤に係るダイワ外貨MMFについての、取得日（前月以前の取得分については前月の最終取引日）から受渡日の前日までの決算分の果実は、所定の国内源泉税を控除後、外貨又はその円貨相当額で換金代金とともにお支払いします。</u></p> <p>(4) ~ (6) (省 略)</p> <p>6 6. キャッシング（即日引出）</p> <p>(1) お客様が、上記 65. (3) ①から③までに定める、営業日の正午を過ぎて受入れたもしくは営業日以外の日に受入れたダイワ MRF の返還請求、<u>ダイワ MMF の返還請求又は中期国債ファンドの返還請求に基づき、当社が引渡すべき金銭相当額について返還の請求を行う当日に受取りを希望する場合は、次の各号（以下「キャッシング」といいます。</u></p>	<p>り返還します。また、<u>お客様から返還のご請求を営業日以外の日に受入れたときは翌営業日を受渡日として換金のうえ、その代金をお支払いすることにより返還します。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>② <u>ダイワ外貨MMFについては、お客様から当社が別途定める時間までに返還のご請求を受けた時は、その翌取引日以降を受渡日として換金のうえ、その代金を外貨又はその円貨相当額でお支払いすることにより返還します。</u></p> <p>③ <u>上記①における換金価額は受渡日の前日の基準価額とします。</u></p> <p>④ <u>上記①に係るダイワMRFについての、取得日（前月以前の取得分については前月の最終営業日）から受渡日の前日までの決算分の果実は、下記 108. に定める自動運用買付・換金取引に基づく取扱いを解除する場合を除き、換金代金とともにはお支払いしません。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>⑤ <u>上記②に係るダイワ外貨MMFについての、取得日（前月以前の取得分については前月の最終取引日）から受渡日の前日までの決算分の果実は、所定の国内源泉税を控除後、外貨又はその円貨相当額で換金代金とともにお支払いします。</u></p> <p>(4) ~ (6) (現行通り)</p> <p>6 6. キャッシング（即日引出）</p> <p>(1) お客様が、上記 65. (3) ①に定める、営業日の正午を過ぎて受入れたもしくは営業日以外の日に受入れたダイワ MRF の返還請求に基づき、当社が引渡すべき金銭相当額について返還の請求を行う当日に受取りを希望する場合は、次の各号（以下「キャッシング」といいます。）により取扱います。なお、キャッシング（ATM ご利用時のキャッ</p>

現行	改正
<p>す。)により取扱います。なお、キャッシング (ATM ご利用時のキャッシングを含む) の利用申込書の提出は不要とします。</p> <p>① <u>キャッシングの申込みがあった場合、当社は、ダイワMRF、ダイワMMF、中期国債ファンドの残高と申込日の前日までの果実に基づき計算した返還可能金額又は各々500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、ダイワMRF、ダイワMMF、中期国債ファンドを担保に、金銭を貸出すことができます。ただし、お客様の取引状況により、貸出しをしない場合もあります。</u> <u>なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。</u> <u>(ダイワMRF)</u> <u>返還可能金額＝解約口数×基準価額</u> <u>(ダイワMMF及び中期国債ファンド)</u> <u>返還可能金額＝ 解約口数×基準価額＋</u> <u>{ (A) : 解約される受益権に係るキャッシングの申込みがあった日の前日までの分配金}－源泉税相当額 { (A) × (所得税率＋地方税率) }</u></p> <p>② <u>上記①のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、上記①のキャッシングの貸出しによる金銭に相応するダイワMRF、ダイワMMF、中期国債ファンドについて、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、上記65. (3) ①から③までに定める営業日の正午を過ぎて受入れた、もしくは営業日以外の日に受入れたダイワMRFの返還請求、営業日の正午を過ぎて受入れたダイワMMFの返還請求、又は中期国債ファンドの返還請求に基づく換金手続きを行います。</u></p> <p>③ <u>上記②の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出残高金額の返済に充てます。当該金銭とは別に、上記①のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、貸出利息として当社がもらい受けます。ただし、ダイワMRFについての当該貸出利息は当該受渡日の属する月の最終営業日に当社がもらい受けます。</u> <u>(ダイワMRF)</u> <u>A＝ (a : 解約口数×キャッシング請求日の翌営業日前日までの分配金単価合計 (円未満四捨五入))－a×所得税率 (円未満切捨)－a×地方税率 (円未満切捨)</u> <u>B＝ (b : 解約口数×キャッシング請求日の前日までの分配金単価合計 (円未満四捨五入))－b×所得税率 (円未満切捨)－b×地方税率 (円未満切捨)</u> <u>貸出利息＝A－B</u> <u>(ダイワMMF及び中期国債ファンド)</u> <u>貸出利息＝上記②の換金手続きに基づく金銭</u></p>	<p>シングを含む) の利用申込書の提出は不要とします。</p> <p>① <u>キャッシングの申込みがあった場合、当社は、ダイワMRFの残高と申込日の前日までの果実に基づき計算した返還可能金額又は各々500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、ダイワMRFを担保に、金銭を貸出すことができます。ただし、お客様の取引状況により、貸出しをしない場合もあります。</u> <u>なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。</u> <u>返還可能金額＝解約口数×基準価額</u></p> <p>② <u>上記①のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、上記①のキャッシングの貸出しによる金銭に相応するダイワMRFについて、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、上記65. (3) ①に定める営業日の正午を過ぎて受入れた、もしくは営業日以外の日に受入れたダイワMRFの返還請求に基づく換金手続きを行います。</u></p> <p>③ <u>上記②の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出残高金額の返済に充てます。当該金銭とは別に、上記①のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、貸出利息として当該受渡日の属する月の最終営業日に当社がもらい受けます。</u> <u>A＝ (a : 解約口数×キャッシング請求日の翌営業日前日までの分配金単価合計 (円未満四捨五入))－a×所得税率 (円未満切捨)－a×地方税率 (円未満切捨)</u> <u>B＝ (b : 解約口数×キャッシング請求日の前日までの分配金単価合計 (円未満四捨五入))－b×所得税率 (円未満切捨)－b×地方税率 (円未満切捨)</u> <u>貸出利息＝A－B</u></p>

現行	改正
<p align="center"><u>－上記①のキャッシングの貸出しによる金銭</u></p> <p>なお、当該貸出利息に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。</p> <p>④ (省 略) (2) (省 略)</p>	<p>なお、当該貸出利息に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。</p> <p>④ (現行通り) (2) (現行通り)</p>
<p align="center"><u>第5章 株式ミニ投資取引</u></p>	<p align="center"><u>(削 除)</u></p>
<p><u>7.3. 本章の趣旨</u></p>	<p align="center"><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(1) 本章は、お客様と当社との間で行う金融商品取引所の定める1売買単位に満たない株式の株式等振替制度を利用する定型的な方法による売買取引(以下「株式ミニ投資」といいます。)について、売買の方法、受渡決済、その他の処理に係る権利義務関係を明確にするための取決めです。</u></p> <p><u>(2) お客様が当社に委託する株式ミニ投資に係る株式の管理に関する権利義務関係は、本章に別段の定めがある場合を除き、第3章の定めるところによります。</u></p> <p><u>(3) お客様は、本章の内容を十分に把握し、自らの判断と責任において株式ミニ投資に係る取引を行うものとします。</u></p>	
<p><u>7.4. 取引の申込み</u></p>	<p align="center"><u>(削 除)</u></p>
<p><u>お客様は、本章を承認し、第1章に定める方法により、当社との間に株式ミニ投資取引に関する契約(以下本章において「この契約」といいます。)を締結します。</u></p>	
<p><u>7.5. 振替決済口座による処理</u></p>	<p align="center"><u>(削 除)</u></p>
<p><u>お客様が当社との間で行う取引については、株式の管理その他取引に関する金銭の授受等そのすべてを、原則として、第3章に基づき開設されたお客様の振替決済口座により処理するものとします。</u></p>	
<p><u>7.6. 売買の方法</u></p>	<p align="center"><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(1) お客様が当社との間で行う株式ミニ投資に係る取引については、次の各号に定めるところにより行うものとします。</u></p> <p><u>① お客様がこの契約に基づいて売買注文を行うことができる株式は、単元株制度採用銘柄(株式等振替制度同意会社に限る。)の中から当社が選定する銘柄(以下「選定銘柄」といいます。)とします。</u></p> <p><u>② 当社とお客様との間の株式ミニ投資に係る取引は、下記⑤に定める場合のほか当社をお客様の相手方とする売買とします。</u></p> <p><u>③ 当社とお客様との間の株式ミニ投資は、お客様が選定銘柄の中から指定した銘柄について、金融商品取引所が定める1売買単位の10分の1単位の株式の持分(以下「取引単位」といいます。)又はその整数倍の株数を、当社との間で売買するものとします。ただし、同一営業日において、</u></p>	

現行	改正
<p><u>同一銘柄につき、1取引単位の9倍を超える買付け又は売付けを行うことはできません。</u> <u>なお、下記80. (2) に基づく権利処理により生じる取引単位の満たない株数の売付けについては、その株数をもって行うことができます。</u></p> <p>④ <u>お客様は、この契約に基づき売買注文を行うに際し、その都度、次に掲げる事項を当社に明示するものとします。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>銘柄</u> 2 <u>買付け又は売付けの区別</u> 3 <u>数量</u> <p>⑤ <u>当社は、お客様からの売買注文に係る株式が株式会社大和証券グループ本社株式であるときは、当該売買注文を当社が指定した金融商品取引業者（以下「指定金融商品取引業者」といいます。）との間における媒介取引により執行するものとします。</u></p> <p>(2) <u>次の各号に掲げる場合には、当社は、各号に定めるところに従い、所定の期間、お客様からの注文の受け付けを停止いたします。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>売買規制等により、当社又は指定金融商品取引業者が金融商品市場において当該選定銘柄の売付注文又は買付注文の執行ができない場合は、注文の受け付けは行わないものとします。</u> ② <u>当該選定銘柄の発行会社の事業年度の末日が接近した場合は、売付注文又は買付注文の受け付けは行わないことがあります。</u> ③ <u>前各号の場合のほか、やむを得ない事由が生じた場合は、当該事由が解消するまでの間、売付注文又は買付注文の受け付けは行わないものとします。</u> 	
<p><u>77. 売買の執行時期及び価格</u> <u>お客様が当社との間で行う取引の売買注文の執行については、次の各号に定めるところにより行うものとします。なお、ダイワのオンライントレードによる売買注文について、午前0時から午前3時（土、日、祝日については午前1時）までの注文は、前日の売買注文分として取扱います。</u></p> <p>(1) <u>この契約に基づくお客様と当社との間の売買は、売買注文の日の翌取引日に成立するものとし、売買価格は当該選定銘柄が取引所上場株式の場合にあつては当社が定める当該金融商品取引所（以下「指定金融商品取引所」といいます。）の売買注文の日の翌取引日における始値とします。</u></p> <p>(2) <u>この契約において「取引日」とは、指定金融商品取引所において、売買立会いが行われる日をいいます。</u></p> <p>(3) <u>上記(1)の定めるところにかかわらず、売買注文の日の翌取引日に、指定金融商品取引所において当該選定銘柄の取引が成立しなかった場合もしくは当該選定銘柄に係る当社をお客様の相手方とする売買が成立しなかった場合には、選定銘柄に係る売買注文は自動的にその効力を失い、この</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>

現行	改正
<p><u>契約に基づくお客様と当社との間の売買は成立しなかったものとします。</u></p> <p><u>(4) 上記 (1) の定めるところにかかわらず、売買注文の日の翌取引日に、比例配分等のやむを得ない理由により指定金融商品取引所において当該売買注文の日に買付けの注文をしたすべてのお客様に売付けるに足る当該選定銘柄の株式を調達できなかった時には、この契約に基づくお客様と当社との間の売買の全部又は一部が成立しないことがあります。</u></p> <p><u>(5) 上記 (1) の定めるところにかかわらず、売買注文の日の翌取引日に、比例配分等のやむを得ない理由により指定金融商品取引所において当該売買注文の日に売付けの注文をしたすべてのお客様から買付ける当該選定銘柄の株式と当該売買注文の日において当社が保有する当該選定銘柄の株式の合計数量のうち金融商品取引所の定める売買単位の整数倍にあたる株式のすべてを売却できなかった時には、この契約に基づくお客様と当社との間の売買の全部又は一部が成立しないことがあります。</u></p> <p><u>(6) 株式ミニ投資に係る取引については、上記 (3) から (5) の場合を除き、売買注文の日の翌取引日を約定日とします。</u></p>	
<p><u>78. 受渡しその他の決済方法</u></p> <p><u>取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</u></p> <p><u>(1) この契約に基づき、選定銘柄の買付注文を行ったお客様は、約定日から起算して 4 営業日目の日の午前 9 時までに、買付株式の代金及び下記 81. (1) に規定する取扱料を当社に交付するものとします。</u></p> <p><u>(2) この契約に基づき、選定銘柄の売付注文を行ったお客様は、約定日から起算して 4 営業日目の日の午前 9 時までに当該株式に係る取引の残高をあらかじめ有していなければなりません。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>79. 管理及び名義</u></p> <p><u>お客様が株式ミニ投資に係る取引により取得した株式の管理等の取扱いについては、次の各号に定めるところによるものとします。</u></p> <p><u>(1) 当社は、当該株式を機構で管理します。</u></p> <p><u>(2) この契約に基づく株式の名義は当社株式ミニ投資口とします。</u></p> <p><u>(3) 当該株式の所有権、その果実に対する請求権その他当該株式に係る権利については当該株式の受渡日よりお客様に帰属するものとします。ただし、当該株式について共益権として付与される議決権等についてはこれを行使しないものとし、かつ、お客様からの指示に応じないものとします。</u></p> <p><u>(4) 当社は、お客様の持分が単元株式数に達したときは、当社が定める日に、単元株と単元未満株式とに区分することとし、当該単元株についてはこ</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>

現行	改正
<p><u>の契約の適用を受けないものとします。</u></p> <p><u>(5) 当社は、本章の規定に基づいて管理している株式については、お客様に返還することはできません。</u></p> <p><u>80. 配当金・増資・株式分割等権利処理</u> <u>お客様の買付けに係る株式の権利処理については、次の各号に定めるところによります。</u></p> <p><u>(1) 当該株式に係る配当金及び権利交付金等の果実について、当社が代わって受領し、当該権利の基準となった日における株式数に応じて比例按分のうえ、お客様の口座に繰入れてお預りします。</u></p> <p><u>(2) 当該株式に係る株式分割及び会社分割等諸権利で取得する株式については、次に掲げる方法により取得されます。</u></p> <p><u>① 当該取得株式が当社株式ミニ投資選定銘柄である場合は、当社が代わって受領し当該権利の基礎となった日における株式数に応じて当該株式を比例按分のうえお客様の口座に繰入れて管理します。なお、按分の結果生ずる1株に満たない端数株式は、株式発生の日後、適正な価格をもって処分し、処分代金をお客様の口座に繰入れてお預りします。</u></p> <p><u>② 当該取得株式が当社株式ミニ投資選定銘柄でない場合は、原則換金処理とします。この場合、当社が代わって受領した後遅滞なくこれを適正な価格をもって処分し、お客様の当該権利の基礎となった日における持分にに応じて比例按分のうえ、処分代金をお客様の口座に繰入れてお預りします。</u></p> <p><u>(3) 当該株式に関し、新株予約権（当該株式と同一の種類の株式を目的とするものに限る。以下同じ。）が付与される場合は、当該権利の基準となる日におけるお客様の当該選定銘柄の持株数に応じて比例按分したうえ、権利落ちとして指定金融商品取引所が定める期日にすべて当社が買取るものとし、お客様の口座に繰入れてお預りします。ただし、当社は、当該株式が株式会社大和証券グループ本社株式であるときには、お客様の当該新株予約権の売付けについて、指定金融商品取引業者に取次ぐものとし、この場合、指定金融商品取引業者が当該新株予約権を買取るものとし、処分代金をお客様の口座に繰入れてお預りします。</u></p> <p><u>(4) 上記（3）において当社又は指定金融商品取引業者が買取る当該新株予約権の買取価額は、次に掲げる算式等により算出された価額とします。</u></p> $\text{旧株式の権利付売買最終日の旧株式終値} \times \left\{ \frac{\text{権利付売買最終日の旧株式終値} + \text{新株式・新株式の旧株式終値} + \text{払込額} \times \text{割当率}}{1 + \text{新株式割当率}} \right\}$ <p><u>(5) 上記（3）において、当社又は指定金融商品取引業者が当該新株予約権を買取ったときには、買取価額から諸経費を差引いた額を当該銘柄の権利付売買最終日における売買取引の決済日の翌営業日にお客様の口座に繰入れてお預りします。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行	改正
<p>(6) 当社は、株主優待等の名目で支給される物品、その他（以下「株主優待物等」といいます。）については、お客様に代わって受領のうえ、換金可能な株主優待物等については遅滞なく換金し、これをお客様の当該権利の基礎となった日における持分に応じて比例按分し、お客様の口座に繰入れてお預りします。</p> <p>(7) 当社は、当該株式について、株式、新株予約権付社債又は新株予約権の株主優先募入に係る株主の権利及び新株予約権付社債又は新株予約権の株主割当発行に係る株主の権利は行使しないものとします。</p> <p>(8) 上記（1）から（7）に規定する諸権利の処理計算に係る明細については、お客様に取引残高報告書等により報告します。</p> <p>(9) 当該株式について、この条に規定のない権利等が付与される場合には、当社が適当と認める方法により処理いたします。</p>	
<p>81. 取扱料</p> <p>取引の執行に関する料金及び支払期日は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 当社は、株式ミニ投資については、当社所定の取扱料を上記 78. に定める受渡しのときに申受けます。</p> <p>(2) 上記 80. に基づく株式及び新株予約権の売却については、上記（1）に準じて取扱うものとします。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>82. 選定銘柄の除外</p> <p>(1) 選定銘柄が次の各号のいずれかに該当したときは、当社は当該銘柄を当社の選定銘柄から除外することができるものとします。選定銘柄から除外する場合は、当社は、当該選定銘柄を当社で管理しているお客様に、遅滞なく通知するものとします。</p> <p>① 当該選定銘柄の発行会社につき更生手続開始、再生手続開始もしくは破産の申立てがあったとき又は営業活動の停止があったとき。</p> <p>② 当該選定銘柄が上場廃止となったとき。</p> <p>③ 機構が取扱い有価証券としなくなったとき。</p> <p>④ 当社株式ミニ投資銘柄選定基準に該当しなくなったとき、その他当社が必要と認めるとき。</p> <p>(2) 上記（1）の規定により選定銘柄が除外された場合には、当該選定銘柄に係る新規買付注文の受付を中止するとともに、上記 80.（2）、（3）の場合に準じて遅滞なくお客様の当該選定銘柄に係る株式を換金のうえお客様にお支払いします。</p> <p>(3) 上記（2）の規定にかかわらず、選定銘柄の除外理由が上記（1）④による場合は、当社は一定の告知期間を設けるものとし、当該告知期間終了時に株式ミニ投資に係る株式が存在する場合には、上記 80.（2）、（3）の場合に準じて遅滞なくお客様の当該選定銘柄に係る株式を換金のうえお客様にお支払いできるものとします。</p>	<p>(削 除)</p>

現行	改正
<p><u>(4) 株式の発行者が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本金の額の減少を行ったとき又は当該発行者が破産宣告を受けた場合で、且つ機構が当該株式の取扱いを廃止した場合、その他機構が必要と認め当該株式の取扱いを廃止した場合、当社は機構の定める規則に従って本章の規定に基づきお客様から当社に管理の委託を受けている当該株式を抹消することとします。</u></p>	
<p><u>8 3. お客様の決済不履行の場合の措置</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(1) お客様が上記 78. の所定の期限までに買付代金を交付しない場合には、当社又は指定金融商品取引業者は、任意に売買契約を解除し、又はお客様の計算において買付に係る株式を売却し、当該代金をもって充当することができます。</u></p>	
<p><u>(2) 当社又は指定金融商品取引業者が上記 (1) により損害を被った場合には、当社は当該お客様のために占有する金銭及び有価証券をもってその損害に充当し、なお不足があるときはその不足額の支払いを請求することができます。</u></p>	
<p><u>8 4. 取引通知</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>当社は、上記 77. 及び上記 78. に規定する売買取引の明細について約定成立後遅滞なくお客様に取引報告書を交付します。</u></p>	
<p><u>8 5. 契約の解除</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(1) 下記 137. (1) の規定は、本章においてこれを準用します。この契約が解除された場合、当社は株式ミニ投資に係る新規買付注文の受付を中止するとともに、上記 80. (2)、(3) の場合に準じて遅滞なくお客様の株式ミニ投資に係る株式を換金のうえお客様にお支払いします。</u></p>	
<p><u>(2) ただし、当社での株式ミニ投資の取扱い終了に伴いこの契約を解除する場合、お客様より (1) の取扱いを希望する旨の申出がない限り、お客様の株式ミニ投資にかかる株式は第 5 章の 2 に定める株式累積投資の株式に移管します。株式累積投資の株式への移管にあたっては、移管を行う日に、下記 88 の 2 の 2. に定める株式累積 (積立) 投資契約の申込みがあったものとみなし、株式累積 (積立) 投資口座を開設します。</u></p>	
<p><u>8 6. 届出事項の変更</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>下記 139. の規定は、本章においてこれを準用します。</u></p>	
<p><u>8 7. 免責事項</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>下記 140. の規定は、本章においてこれを準用します。</u></p>	
<p><u>8 8. その他</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(1) 当社は、本章の規定に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても</u></p>	

現行	改正
<p><u>対価をお支払いしません。</u></p> <p><u>(2) お客様の株式ミニ投資に係る株式が事業年度の末日等権利確定日において 1 売買単位に達した場合、1 売買単位の整数倍に係る残高については、お客様のお申出の如何にかかわらず、本章の規定の適用を受けない振替株式として、引続き管理します。</u></p> <p><u>(3) お客様は、上記 (2) において本章の規定の適用を受けないこととなる振替株式をもって株式ミニ投資に係る売付に充当することはできません。</u></p> <p><u>(4) お客様は、株式ミニ投資によらない株式について、本章の規定に基づき当社に管理の委託、又は売付に充当することはできません。</u></p> <p><u>(5) お客様は、本章の規定の適用を受けている株式については、次の請求を行うことはできません。</u></p> <p><u>① 会社法の規定に基づき、発行会社に対し買取請求権、売渡請求権を行使すること。</u></p> <p><u>② 本章の規定の適用を受けない振替株式とすること。</u></p> <p><u>③ 他のお客様口座の残高との合算。</u></p> <p><u>④ 他のお客様口座への振替指図。</u></p> <p><u>⑤ 他のお客様口座からの当該お客様口座への振替。</u></p> <p><u>⑥ 当社又は他のお客様への質権その他の担保権の設定。</u></p> <p><u>⑦ 他のお客様からの質権その他の担保権の受入れ。</u></p> <p><u>⑧ 株式の交付。</u></p> <p><u>(6) お客様は、本章の規定に基づき当社に管理の委託をした株式の管理方法の変更を行うことはできません。</u></p> <p><u>(7) 当社は上記 80. (8) 及び上記 84. の規定に従いお客様に対し当社よりなされたこの契約に関する諸通知が、転居、不在、その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものととして取扱うことができるものとします。</u></p>	
<p><u>第 5 章の 2 株式累積 (積立) 投資取引</u></p>	<p><u>第 5 章 株式累積 (積立) 投資取引</u></p>
<p><u>88 の 2 の 1. 本章の趣旨</u> (省 略)</p>	<p><u>73. 本章の趣旨</u> (現行通り)</p>
<p><u>88 の 2 の 2. 申込方法</u> (1) ~ (2) (省 略)</p> <p><u>(3) 上記 (1) (2) にかかわらず、下記 88 の 2 の 9. (1) ただし書きの場合において行われる株式等の管理の委託があった場合は、この契約の申込みが行われたものとし、この契約を締結し、口座を開設します。</u></p>	<p><u>74. 申込方法</u> (1) ~ (2) (現行通り)</p> <p><u>(3) 上記 (1) (2) にかかわらず、下記 81. (1) ただし書きの場合において行われる株式等の管理の委託があった場合は、この契約の申込みが行われたものとし、この契約を締結し、口座を開設します。</u></p>
<p><u>88 の 2 の 3. 金銭の払込</u> (1) ~ (3) (省 略)</p> <p><u>(4) お客様は、下記 88 の 2 の 6. の当該払込金の受</u></p>	<p><u>75. 金銭の払込</u> (1) ~ (3) (現行通り)</p> <p><u>(4) お客様は、下記 78. の当該払込金の受入最終日</u></p>

現行	改正
<p>入最終日迄に当社に申し出ることにより払込金の額を変更又は取消することができます。</p> <p>(5) ~ (6) (省 略)</p>	<p>迄に当社に申し出ることにより払込金の額を変更又は取消することができます。</p> <p>(5) ~ (6) (現行通り)</p>
<p><u>88の2の4.</u> 払込の休止・再開 (省 略)</p>	<p><u>76.</u> 払込の休止・再開 (現行通り)</p>
<p><u>88の2の5.</u> 買付株式等の選定・除外 (1) ~ (5) (省 略) (6) 上記 (5) の規定により選定銘柄が除外された場合には、原則として下記 <u>88の2の8.</u> の規定に準じて遅滞なくお客様の当該選定銘柄に係る持分を換金のうえお客様に返還します。また、お客様の口座に当該選定銘柄の買付に係る払込金等があるときは、あわせてお客様に返還します。 (7) 下記 <u>88の2の9.</u> (2) の規定により機構で管理している株式等については、機構が業務規程の定めに従って当該銘柄に係る株式等の取扱いを廃止した場合、当社はこの契約に基づきお客様から当社に管理の委託を受けている当該株式等を抹消することとします。</p>	<p><u>77.</u> 買付株式等の選定・除外 (1) ~ (5) (現行通り) (6) 上記 (5) の規定により選定銘柄が除外された場合には、原則として下記 <u>80.</u> の規定に準じて遅滞なくお客様の当該選定銘柄に係る持分を換金のうえお客様に返還します。また、お客様の口座に当該選定銘柄の買付に係る払込金等があるときは、あわせてお客様に返還します。 (7) 下記 <u>81.</u> (2) の規定により機構で管理している株式等については、機構が業務規程の定めに従って当該銘柄に係る株式等の取扱いを廃止した場合、当社はこの契約に基づきお客様から当社に管理の委託を受けている当該株式等を抹消することとします。</p>
<p><u>88の2の6.</u> 買付の方法、買付時期及び価格 (省 略)</p>	<p><u>78.</u> 買付の方法、買付時期及び価格 (現行通り)</p>
<p><u>88の2の7.</u> 持 分 (1) お客様は、買付けた株式等につき共同して所有権を有し、払込金の割合に応じて持分を有することになります。この場合、上記 <u>88の2の6.</u> (2) によって当社が払込む差額については、その金額の割合に応じて当社の持分とします。 (2) ~ (6) (省 略)</p>	<p><u>79.</u> 持 分 (1) お客様は、買付けた株式等につき共同して所有権を有し、払込金の割合に応じて持分を有することになります。この場合、上記 <u>78.</u> (2) によって当社が払込む差額については、その金額の割合に応じて当社の持分とします。 (2) ~ (6) (現行通り)</p>
<p><u>88の2の8.</u> 売 却 (省 略)</p>	<p><u>80.</u> 売 却 (現行通り)</p>
<p><u>88の2の9.</u> 株式等の管理 (省 略)</p>	<p><u>81.</u> 株式等の管理 (現行通り)</p>
<p><u>88の2の10.</u> 配当金・増資・株式分割等諸権利処理 (1) 共有株式等にかかる配当金、収益分配金、権利交付金等の果実、及び株式等の分割等諸権利で取得する株式等は、お客様に代わって当社が受領のうえ、これをお客様に当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、口座に繰入れて管理します。お預り金は、口座に繰入れ後、上記 <u>88の2の6.</u> の規定に準じて買付を行うことにより再投資します。 (2) ~ (3) (省 略) (4) 当社は、上記 (2) において、当社又は指定金融商品取引業者が当該新株予約権等を買取ったときには、買取価額を当該銘柄の権利付売買最終日における売買取引の決済日の翌営業日にお客様の口座に繰入れてお預りします。お預り金は、口座</p>	<p><u>82.</u> 配当金・増資・株式分割等諸権利処理 (1) 共有株式等にかかる配当金、収益分配金、権利交付金等の果実、及び株式等の分割等諸権利で取得する株式等は、お客様に代わって当社が受領のうえ、これをお客様に当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、口座に繰入れて管理します。お預り金は、口座に繰入れ後、上記 <u>78.</u> の規定に準じて買付を行うことにより再投資します。 (2) ~ (3) (現行通り) (4) 当社は、上記 (2) において、当社又は指定金融商品取引業者が当該新株予約権等を買取ったときには、買取価額を当該銘柄の権利付売買最終日における売買取引の決済日の翌営業日にお客様の口座に繰入れてお預りします。お預り金は、口座</p>

現行	改正
<p>に繰入れ後、上記 88 の 2 の 6. の規定に準じて買付を行うことにより再投資します。</p> <p>(5) 当社は、株主・投資主・優先出資者等（以下本章において「株主等」といいます。）への優待等の名目で支給される物品その他（以下本章において「株主等への優待物等」といいます。）については、お客様に代わって受領のうえ、遅滞なく換金し、これをお客様の当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、口座に繰入れてお預りします。お預り金は、口座に繰入れ後、<u>上記 88 の 2 の 6. の規定に準じて買付を行うことにより再投資します。</u></p> <p>(6) ～ (11) (省 略)</p>	<p>に繰入れ後、上記 78. の規定に準じて買付を行うことにより再投資します。</p> <p>(5) 当社は、株主・投資主・優先出資者等（以下本章において「株主等」といいます。）への優待等の名目で支給される物品その他（以下本章において「株主等への優待物等」といいます。）については、お客様に代わって受領のうえ、遅滞なく換金し、これをお客様の当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、口座に繰入れてお預りします。お預り金は、口座に繰入れ後、<u>上記 78. の規定に準じて買付を行うことにより再投資します。</u></p> <p>(6) ～ (11) (現行通り)</p>
<p><u>88 の 2 の 11. 累投口座管理料</u></p> <p>(1) ～ (2) (省 略)</p> <p>(3) 上記 (1) の料金の計算期間の途中でお客様がこの契約を解除された場合は、上記 (1) の料金はお返ししません。ただし、下記 <u>88 の 2 の 12. (2) ④</u>により上記 (1) の料金の計算期間の途中でこの契約を解除する場合は、上記 (1) の料金から口座を設定していた期間（契約を解除した月を除き月数で計算します。）に相当する額を控除した金額をお返しします。</p>	<p><u>83. 累投口座管理料</u></p> <p>(1) ～ (2) (現行通り)</p> <p>(3) 上記 (1) の料金の計算期間の途中でお客様がこの契約を解除された場合は、上記 (1) の料金はお返ししません。ただし、下記 <u>84. (2) ④</u>により上記 (1) の料金の計算期間の途中でこの契約を解除する場合は、上記 (1) の料金から口座を設定していた期間（契約を解除した月を除き月数で計算します。）に相当する額を控除した金額をお返しします。</p>
<p><u>88 の 2 の 12. 解 約</u></p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当社は、上記 (1) のほか、お客様が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解約することができるものとします。</p> <p>① 払込金が引続き1カ年を超えて払込まれなかったとき ただし、お客様が<u>上記88の2の4.</u> の規定に従って払込の休止を申し出ている場合はこの限りでない</p> <p>② お客様の指定銘柄が<u>上記88の2の5. (5)</u> の規定に従い選定銘柄から除外された場合で、お客様が当該指定銘柄以外の銘柄を指定していなかったとき</p> <p>③～④ (省 略)</p> <p>(3) この契約が解約されたときにお客様が当該口座に持分を保有している場合には、当社は、当該持分を上記 <u>88 の 2 の 8. の規定に準じて遅滞なく換金のうえお客様に返還します。</u> また、お客様の口座に払込金等があるときは、あわせてお客様に返還します。</p>	<p><u>84. 解 約</u></p> <p>(1) (現行通り)</p> <p>(2) 当社は、上記 (1) のほか、お客様が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解約することができるものとします。</p> <p>① 払込金が引続き1カ年を超えて払込まれなかったとき ただし、お客様が<u>上記76.</u> の規定に従って払込の休止を申し出ている場合はこの限りでない</p> <p>② お客様の指定銘柄が<u>上記77. (5)</u> の規定に従い選定銘柄から除外された場合で、お客様が当該指定銘柄以外の銘柄を指定していなかったとき</p> <p>③～④ (現行通り)</p> <p>(3) この契約が解約されたときにお客様が当該口座に持分を保有している場合には、当社は、当該持分を上記 <u>80. の規定に準じて遅滞なく換金のうえお客様に返還します。</u> また、お客様の口座に払込金等があるときは、あわせてお客様に返還します。</p>
<p><u>88 の 2 の 13. 取引及び残高の通知</u></p> <p>当社は、この契約に基づくお客様への取引明細及び残高明細の通知を下記 (1) から (4) により行うものとします。</p> <p>(1) 当社は、<u>上記 88 の 2 の 6. の取引明細</u>については、1年に1回以上お客様に取引残高報告書を交付します。なお、当該取引残高報告書には、当該期</p>	<p><u>85. 取引及び残高の通知</u></p> <p>当社は、この契約に基づくお客様への取引明細及び残高明細の通知を下記 (1) から (4) により行うものとします。</p> <p>(1) 当社は、<u>上記 78. の取引明細</u>については、1年に1回以上お客様に取引残高報告書を交付します。なお、当該取引残高報告書には、当該期間中の売</p>

現行	改正
<p>間中の売却明細についても記載するものとします。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 当社は、上記 88 の 2 の 8. の取引明細について、約定成立後、遅滞なくお客様に「取引報告書」を交付します。</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>88 の 2 の 14. 申込事項等の変更 (省 略)</p> <p>88 の 2 の 15. 免責事項 (省 略)</p> <p>88 の 2 の 16. その他 (1) ~ (2) (省 略)</p> <p>(3) 当社は、上記 88 の 2 の 13. の規定に従い、お客様に対し当社よりなされたこの契約に関する諸通知が、転居、不在、その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものととして取扱うことができるものとします。</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>1 3 7. 契約の解除</p> <p>(1) 上記 2. (1) 及び上記 3. (2) ①の各契約は、次の場合に解約されます。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 上記 2. (1) ①、②、④の2で上記 26. 、上記 55. 及び上記 88 の 2 の 11 の料金の計算期間が満了し口座残高がないとき。</p> <p>③~⑩ (省 略)</p> <p>(2) ~ (4) (省 略)</p> <p>附 則 この約款は、平成 30 年 2 月 1 日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>却明細についても記載するものとします。</p> <p>(2) (現行通り)</p> <p>(3) 当社は、上記 80. の取引明細について、約定成立後、遅滞なくお客様に「取引報告書」を交付します。</p> <p>(4) (現行通り)</p> <p>86. 申込事項等の変更 (現行通り)</p> <p>87. 免責事項 (現行通り)</p> <p>88. その他 (1) ~ (2) (現行通り)</p> <p>(3) 当社は、上記 85. の規定に従い、お客様に対し当社よりなされたこの契約に関する諸通知が、転居、不在、その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものととして取扱うことができるものとします。</p> <p>(4) (現行通り)</p> <p>1 3 7. 契約の解除</p> <p>(1) 上記 2. (1) 及び上記 3. (2) ①の各契約は、次の場合に解約されます。</p> <p>① (現行通り)</p> <p>② 上記 2. (1) ①、②、④で上記 26. 、上記 55. 及び上記 83. の料金の計算期間が満了し口座残高がないとき。</p> <p>③~⑩ (現行通り)</p> <p>(2) ~ (4) (現行通り)</p> <p>附 則 <u>(1) この約款は、平成 30 年 6 月 18 日より適用されます。</u> <u>(2) 株式ミニ投資にかかる権利等の取扱いについては、上記適用日以後も、従前の第 5 章株式ミニ投資取引の規定に従います。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>